

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会（以下「この法人」という）定款（以下「定款」という）第6条に定める入会及び第8条に定める退会に関する事項を規定する。

(入会)

第2条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書（様式1）、またはこれに準じた書面に所定の事項を記入し、会費規程第2条から第4条に定める入会金及び会費を添えて申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で入会する者の会費は月割りとする。

(審査)

第3条 理事会は、入会申込者が過去に定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると判断したとき、もしくは、会員として好ましくない行為のあったときは入会を拒否することができる。

(退会)

第4条 この法人を退会しようとする者は、定款第8条に従い所定の退会届（様式3）、またはこれに準じた書面に退会理由等所定の事項を記入し、速かに申し出なければならない。

2 会員が死亡により退会する場合は、前項の限りではない。

3 定款第10条第1号に定める場合は退会したものとみなす。

(除名)

第5条 定款第9条に定める除名の日は、同条に定める総会で決議された日とする。

2 会長は、前項により除名された者に対して、除名理由及び除名日を通知しなければならない。

(登録事項の変更)

第6条 会員は、入会申込書等の記載事項に変更を生じたときは、速かに登録事項変更届（様式4）、またはこれに準じた書面を提出しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。